

国土交通省 説明資料

(審査メモで示された論点に対する回答)

国土交通省総合政策局情報政策課

建設経済統計調査室

(1) 補正調査について

ア 調査の名称の変更

調査の名称を「補正調査」から「建築工事費調査」に変更

(論点)

- ・ 調査の名称を「建築工事費調査」とした理由は何か。調査で把握する内容をより的確に表した名称となっているか。

(回答)

1. 建築着工統計調査は、全国における建築物の建設の着工動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料を得ることを目的として、昭和25年以降実施している基幹統計調査である。
2. 本調査は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定により建築主から都道府県知事に提出される建築工事届に基づき、都道府県が調査票を作成しており、建築物着工統計調査、住宅着工統計調査及び補正調査という3つの統計調査から構成されている。

(参考) 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）

(届出及び統計)

第十五条 建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合においては、これらの者は、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該建築物又は当該工事に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内である場合においては、この限りでない。

4 都道府県知事は、前三項の規定による届出及び報告に基づき、建築統計を作成し、これを国土交通大臣に送付し、かつ、関係書類を国土交通省令で定める期間保存しなければならない。

3. このうち建築物着工統計調査は、建築物の数や工事費予定額など全国における建築物の着工状況について、住宅着工統計調査は、戸数や工法など建築物のうち住宅部分の着工状況について把握することを目的としている。
4. 今回見直しを行う補正調査は、建築物の竣工時に調査を行うことで、建築物着工統計調査で報告される建築物の着工時の工事費予定額と竣工までに実際にかかった費用との乖離を表す補正率を算出することを目的としており、「補正調査」の名称はこの目的に由来している。

5. 補正調査の名称については、「平成27年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書（平成28年度下半期審議分）」（平成29年3月31日統計委員会。以下「平成28年度下半期審議報告書」という。）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、見直しを検討することが必要との指摘を受けている。

「平成27年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書（平成28年度下半期審議分）」
（平成29年3月31日統計委員会）（抄）

2 建築着工統計

（2）確認結果

（補正調査の目的・名称の見直し）

建設投資に関する動向をよりの確に把握する必要性が高まっていることから、補正調査が建築物着工統計調査の単なる補正というよりも、建設投資に関する実態を把握するという、より大きな意味を持ってきている。これを踏まえ、補正調査の目的については、例えば実績ベースの数字をよりの確に捉えるといった点を明確に表現し、また、名称については、建築物着工統計調査の付帯的な印象を与える名称より、本調査によって捉えようとしている事象の内容をよりの確に表したものにしよう、見直しを検討することが必要である。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）（抄）

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第二 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 生産面を中心に見直した国民経済計算への整備	◎ 建築着工統計の補正調査について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上のための標本設計の変更や、 <u>調査名及び目的の見直しを検討し、改善に向けた結論を得るとともに、</u> 利用者の理解促進に向けた情報提供の充実を推進する。	国土交通省	平成30年度（2018年度）までに結論を得る。

6. 本指摘を踏まえ、国土交通省において、建築工事に係る一般統計調査の名称や業界紙で用いられている文言を参考にするとともに学識経験者に意見を聞くなど検討を進め、名称を「建築工事費調査」とすることとした。

平成28年度下半期審議報告書及び基本計画において名称とともに指摘を受けている調査の目的は、建築物の竣工時に調査を行うことにより、着工時からの変更状況を把握し竣工時における建築物の実態を明らかにすることであると考えており、特に完成後の工事費用の把握に重点を置いていることから、「建築工事費調査」の名称は、調査の目的を簡潔に表した適切なものであると考えている。

イ 報告者の選定方法等の変更

報告者の選定方法について、工事費予定額が20億円以上は全数、20億円未満は無作為抽出とするなど、抜本的に見直し

表2 報告者の選定方法等の見直し（一部項目を国土交通省において追加）

	現行計画	変更案
調査対象数	約5000（回答数ベース）	約10000 （試験調査の回収率等の状況を踏まえ、調査対象数を変更。回答数は約5000を見込む）
抽出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・層化二段無作為抽出 ・抽出単位： <ul style="list-style-type: none"> 1 段目：市区（固定） 2 段目：建築物（層化抽出） 	<ul style="list-style-type: none"> ・層化無作為抽出 ・抽出単位：建築物 ※工事費予定額20億円以上は全数調査
層化基準	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県（47区分） ・建築物の構造（木造・非木造） 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の構造（木造・非木造） ・工事費予定額階級（1億円未満、1～20億円、20億円以上の3区分）
抽出作業	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県職員がそれぞれの都道府県の抽出率に従って抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省職員が建築物着工統計調査等の情報から抽出
標本配分法	層別に抽出率を設定（1/10～1/100）	工事費予定額によるネイマン配分（20億円以上は全数調査）
集計結果の推計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・単純集計 ・工事費予定額から工事実施額を推計するための補正率を推計 	<ul style="list-style-type: none"> ・抽出率及び回収状況等を加味した線形推定及び比推定 ・工事実施額を直接推計
標準誤差率（※）	4.8%	0.8%

（※）出典：「平成28年度統計法施行状況報告（統計精度検査編）の概要」

（3）見直し案の木造・非木造計の予定単価の誤差率（p. 21）

（統計精度向上及び推計方法改善ワーキンググループ会合（第6回））

（論点）

a 標本設計について、現行計画から変更案への移行は、どのようなスケジュール・方法で行われるのか。標本設計の変更に伴う報告者の選定方法において国土交通省と都道府県における役割分担はどのように変わるのか。

（回答）

<スケジュールについて>

1. 補正調査では、都道府県が竣工した建築物から毎月調査対象を抽出して調査票を作成し、国土交通省に提出している。国土交通省は、都道府県から提出された1月から12月分の調査票を年計として集計し公表している。

2. 見直し後の調査のスケジュールについては、「平成 28 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」（平成 30 年 3 月 30 日。以下「統計精度検査報告書」という。）において、令和 3 年 1 月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づく調査対象にすることとされている。

「平成 28 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」（平成 30 年 3 月 30 日統計委員会）（抄）

2 建築着工統計調査の補正調査に関する標本設計の検査

（2）評価及び課題解決に向けた取組の方向性

② 標本設計の見直しに伴う調査方法の見直し及びスケジュール

標本設計の見直しを行うことに伴い、抽出方法を含む調査方法等の変更が伴うものと見込まれる。この変更に向け、国土交通省は、平成 30 年度に試験調査を実施し、その後、必要な準備を進め、平成 33 年（2021 年）1 月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づき抽出された対象に切り替えて調査を開始することが必要である。

3. 本報告書に基づき、令和 2 年 12 月まで補正調査を、令和 3 年 1 月から建築工事費調査を実施することとなるが、調査票は対象建築物が完成した後に配布するため、令和 3 年 1 月以前から対象建築物を予め把握し、抽出しておくことが必要となる。
4. そのため、変更後の調査計画に基づき令和 2 年中に改正予定である建築動態統計調査規則（昭和 25 年 12 月 22 日建設省令第 44 号。以下「調査規則」という。）の施行後から新たな標本設計による抽出を開始し、改正調査規則施行から建築工事費調査を開始する令和 3 年 1 月までの移行期においては、補正調査の抽出と建築工事費調査の抽出を並行して行う。
5. 移行期における作業については、補正調査の抽出を行う都道府県に対し、平成 30 年 2 月 27 日付事務連絡「建築着工統計補正調査の見直し案（方向性）」にて周知を行っている。
6. 本事務連絡において、その到達後から改正調査規則が施行されるまでの間は、令和 3 年 1 月以降完成予定建築物を補正調査の対象とせず、都道府県において建築工事費調査の対象として把握しておくよう、あわせて依頼したところである。（具体的な調査方法については（イ a 1 0.）にて後述。）

<調査方法について>

7. 補正調査については、国土交通省が各都道府県の調査実施市区及び構造別（木造・非木造）の抽出率並びに抽出手順を定め、都道府県がこれに基づき建築物着工統計調査で報告する建築物から抽出を行い、対象建築物の工事完成後の実施床面積と工事実施額を調査している。

（参考1）建築動態統計調査規則施行要領（抄）

別表－2 補正調査実施市区名一覧表

都道府県名	市区名	市区数
北海道	札幌中央、北、東、白石、小樽、釧路、北見、岩見沢、留萌、稚内	10
青森	青森、弘前、黒石、十和田	4

⋮

別表－3 補正調査標本抽出率表

都道府県名	木造	非木造
北海道	1 / 40	1 / 25
青森	1 / 40	1 / 15

⋮

（参考2）建築動態統計調査票記入要領（抄）

二 補正調査票

（一） 一般的注意事項

1. 本調査は、建築動態統計調査規則施行要領別表-2に掲げる市区及び別表-3の抽出率により抽出された建築物について、工事完成後における実施床面積及び工事実施額を实地調査する。
2. 抽出する際の出発番号は、一律10番とし、2番目以降を等間隔に抽出する。

例) 木造 1/40 の時 10. 50. 90. 130 . . .

非木造 1/15 の時 10. 25. 40. 55 . . .

⋮

8. 一方、建築工事費調査については、国土交通省が対象建築物を全国から無作為に抽出することとしている。これは、補正調査の結果を総務省において分析したところ、調査結果の偏りは長年調査実施市区が固定化されていることにあり、市区を指定して都道府県に抽出を行わせると、その変更時に統計的な断層が生じるため、全国から一括して抽出する方法が適当とされたことによる。

「平成 28 年度統計法施行状況報告（統計精度検査編）」（平成 29 年 11 月 21 日総務省）（抄）

2 建築着工統計調査の補正調査に関する標本設計の検査の結果

(2) 検査結果

① 抽出方法の提案

現在、補正調査は、1 段目として調査実施市区を抽出し、2 段目として調査実施市区から届出のなされた建築工事を一定の確率で抽出し、当該工事に関する実際に要した費用を調査する二段抽出法を採用している。

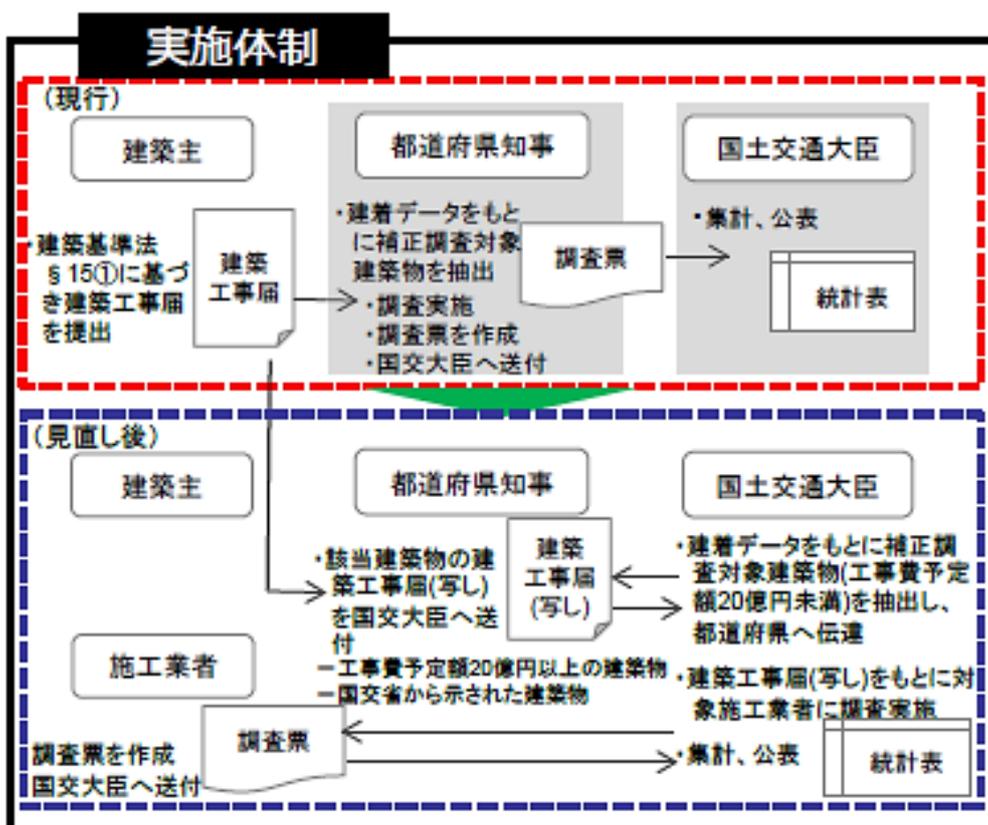
しかしながら、1 段目として抽出された調査実施市区の交代が長期に行われていないことが、補正調査の結果の偏りの原因となる可能性があることから、i) 一定期間ごとの調査実施市区の変更又は ii) 調査実施市区制の廃止、のいずれかの選択を行うことが必要である。

この選択に関し、都道府県の半数を抽出して、推定値を試算する実験（資料 5 参照）によると、補正調査で得られる指標は地域性の存在を示唆する結果となったことから、「i) 一定期間ごとの調査実施市区の変更」を行った場合、変更時に統計的な断層が生じることが懸念される。そのため、二段抽出である調査実施市区制を廃止し、全国から無作為に抽出する手法への移行が適当であると考えられる。

9. その他の調査方法については、総務省から提案を受けた新たな標本設計に基づき、

- ① 国土交通省が工事費予定額 20 億円未満の建築物から抽出を行って対象建築物を都道府県に指定し、
- ② 都道府県は指定された建築物及び悉皆層である工事費予定額 20 億円以上の建築物に係る建築工事届の写しを国土交通省に送付し、
- ③ 国土交通省は、都道府県から送付される建築工事届の写しに記載されている工事施工者を報告者として、民間事業者を通じて調査票を配布することとしている。

(参考3) 補正調査及び建築工事費調査の実施体制



10. 前述(イ a5.)の事務連絡が都道府県に到達してから令和3年1月までの移行期における調査方法については、

i) 事務連絡到達後から改正調査規則施行まで：

補正調査の抽出を行い、補正調査を実施する。

ただし、抽出又は調査時に把握した令和3年1月以降完成予定建築物については、当該建築物の建築工事届の写しを保管し、改正調査規則施行後に国土交通省に送付する。

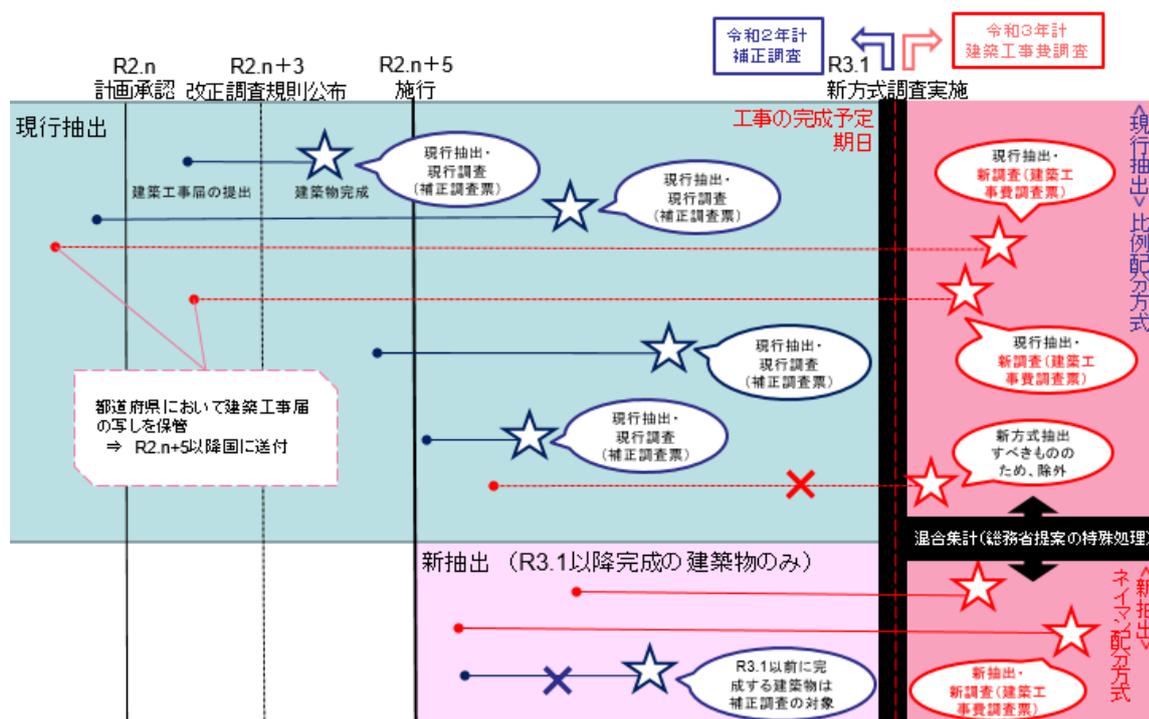
ii) 改正調査規則施行から令和3年1月まで：

補正調査及び建築工事費調査の抽出を並行して行い、補正調査を実施する。

ただし、補正調査の抽出により令和3年1月以降完成予定建築物を抽出した場合は、補正調査の対象から除外し、当該建築物の建築工事届の写しを保管し、令和3年1月以降国土交通省に送付する

よう依頼し、円滑な移行に努めているところである。

(参考4) 補正調査及び建築工事費調査の移行スケジュール



- 1 1. こうした抽出作業の変更に係る周知は従前より行っているところであるが、改正調査規則の公布後改めて都道府県や工事施工者等に調査の実施方法等について周知を行うとともに、すみやかに関係者向けの記入要領等を整備する予定である。

<国と都道府県の役割分担について>

- 1 2. 報告者の選定について、補正調査では国土交通省が抽出方法を定め、それに基づき都道府県が調査対象となる建築物を抽出している。一方、建築工事費調査では国土交通省が自ら抽出を行い、都道府県が報告者に係る情報として建築工事届の写しを送付することとなる。
- 1 3. 今般の変更は統計精度検査報告書等に対応するものであり、国土交通省が全国から無作為に抽出を行うことにより補正調査の結果精度の向上が見込まれるとともに、補正調査において調査対象の抽出を毎月実施している都道府県の負担軽減につながると思っている。

(論点)

b 今回の標本設計の移行に伴う調査結果への影響はどのように見込んでいるか。

(回答)

1. 標本配分法の変更による精度向上効果について、「平成 28 年統計法施行状況報告（統計精度検査編）」（平成 29 年 11 月 12 日）に記載のとおり、総務省においてリサンプリングによる検証が行われた。
2. その結果、予定単価について現在の標本設計では 4.8%と推定される標準誤差率を 0.8%にまで縮小させられるという結論が得られたことから、標本設計の変更により結果精度の向上が可能になると見込んでいる。

「平成 28 年統計法施行状況報告（統計精度検査編）」（平成 29 年 11 月 12 日総務省）（抄）

2 建築着工統計調査の補正調査に関する標本設計の検査の結果

(2) 検査結果

③層化基準、標本配分法の提案

ii) 標本層の標本配分法と層化設定

工事費予定額が 20 億円以上の建築工事をしつ皆層とした場合、20 億円未満の工事は標本抽出を行うこととなる。この標本層について、木造及び非木造への標本配分法（比例配分法とネイマン配分法）並びに工事費予定額による層化についてリサンプリングによる精度向上効果の検証を行った。

具体的には、まず、20 億円以上の建築工事をしつ皆層とし、それ以外は木造・非木造別に 2 つの層を設定し、2 つの層に比例配分法とネイマン配分法で標本配分を行い、ネイマン配分法が比例配分法より標準誤差率が小さくなることを確認した（表 20 参照）。

表20 比例配分法とネイマン配分法の標準誤差率の比較

	比例配分法	ネイマン配分法
木造	0.6%	1.2%
非木造	3.0%	1.7%
合計	1.8%	1.1%

次に、

ア) 20 億円以上をしつ皆層、それ以外は木造・非木造別の 2 つの層を設定

イ) 20 億円以上をしつ皆層、それ以外は木造・非木造別に、「1 億円未満区分」と「1 億～20 億円区分」の 4 つの層を設定

ウ) 20 億円以上をしつ皆層、それ以外は木造・非木造別に、「1 億円未満区分」、「1 億～5 億円区分」及び「5 億～20 億円区分」の 6 つの層を設定

し、ネイマン配分法を適用してリサンプリング実験を実施したところ、ア) よりイ) 及びウ) の方が標準誤差は小さくなっており、イ) とウ) では標準誤差の差異はほとんど生じなかった (表 21 参照)。

表 21 ネイマン配分法による 2 層、4 層及び 6 層の標準誤差率の試算結果
(標本設計の見直し案ごとの 1000 回のリサンプリングによる試算結果)

	ア) 20 億円以上しつ皆、 標本層 2 層	イ) 20 億円以上しつ皆、 標本層 4 層	ウ) 20 億円以上しつ皆、 標本層 6 層
木造	1.2%	0.8%	0.7%
非木造	1.7%	1.2%	1.2%
合計	1.1%	<u>0.8%</u> (0.768%)	0.7% (0.746%)

このため、表 22 のとおり、シンプルな標本設計で、予定単価の標準誤差率を十分に縮小させることができる層化設定及び標本配分法が適当であると考えられる。

表 22 総務省が提案する層化設定及び標本配分法

層化設定	木造・非木造別に「1 億円未満区分」、「1 億～20 億円区分」の 4 つの層の設定
標本配分法	ネイマン配分法

ウ 調査方法の変更

調査票の配布・回収について、民間事業者を活用した郵送・オンライン方式に変更等

(論点)

- a 平成30年度に実施した試験調査における実施状況（調査票の配布・回収状況等）は、どのような結果となり、問題点はなかったのか。

(回答)

1. 建築着工統計調査補正調査試験調査（以下「試験調査」という。）は、統計精度検査報告書を踏まえ、補正調査の見直しを実施した場合の実務上の影響等を把握することを目的とし、平成30年度に参考1のとおり実施した。

「平成28年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」（平成30年3月30日統計委員会決定）（抄）

2 建築着工統計調査の補正調査に関する標本設計の検査

(2) 評価及び課題解決に向けた取組の方向性

② 標本設計の見直しに伴う調査方法の見直し及びスケジュール

標本設計の見直しを行うことに伴い、抽出方法を含む調査方法等の変更が伴うものと見込まれる。この変更に向け、国土交通省は、平成30年度に試験調査を実施し、その後、必要な準備を進め、平成33年（2021年）1月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づき抽出された対象に切り替えて調査を開始することが必要である。

(参考1) 試験調査の概略

報告者	建築基準法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出を行った建築主
報告者数	約450人（母集団数：約50万人）
調査事項	(1) 工事の変更有無とその内容 (2) 工事の完了期日 (3) 工事実施床面積 (4) 建築工事費実施額
調査組織	国土交通省－民間事業者－報告者
調査期間	平成30年9月中旬～10月上旬
調査方法	郵送調査

2. 試験調査の結果、調査票の提出締切日の回収率は合計40.6%と低く、特に法人（会社・団体）と比して個人からの回収率が低いという課題が明らかになった。

(参考2) 試験調査における調査票配布数及び回収数(率)

時点	個人		法人(会社・団体)		合計	
配布数	217		253		470	
回収数	126		200		326	
	回答数	回収率	回答数	回収率	回答数	回収率
提出締切日	90	33.2%	119	47.0%	191	40.6%
第1回督促	96	41.5%	146	57.7%	236	50.2%
第2回督促	119	44.2%	200	79.1%	296	63.0%
第3回督促	119	54.8%	200	79.1%	319	67.9%
最終回答数	126	58.1%	< 200	79.1%	326	69.4%

※ 補正調査は都道府県が調査票を記入し国土交通省に提出しているため、回収率は100%

3. 個人の建築主からの回収率が低い要因は、個人のプライバシー意識の高まりに加え、調査事項のうち「工事の完了期日」、「工事実施床面積」及び「工事実施額」について個人の建築主自身では把握しておらず、工事施工者に確認しなければ回答が困難な場合があり、確認の手間の煩雑さ等から調査票が提出されなかったこと等と推測される。
4. これを踏まえ、報告者を建築主ではなく、建築工事費調査の回答に必要な情報を一元的に有していると考えられる工事施工者に変更する。

(論点)

b 調査対象数について、最終的な回収数（約 5,000）を確保するための取組として、どのようなことを想定しているのか。

(回答)

1. 建築工事費調査の標本数については、統計精度検査報告書において、以下のとおり「最終的な回収数として現行の標本サイズ（約5000）が維持できるよう検討することが必要」とされている。

「平成 28 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」（平成 30 年 3 月 30 日統計委員会決定）（抄）

2 建築着工統計調査の補正調査に関する標本設計の検査

(2) 評価及び課題解決に向けた取組の方向性

① 標本設計の見直し

本検査は、様々なシミュレーションに基づき、標本誤差が小さくなることが定量的に示されており、意義のある検査であると評価できる。

このため、国土交通省は、今後、本検査で示された改善提案を実現できるように検討を進めることが必要である。ただし、検討に当たっては以下のア) 及びイ) を踏まえる必要がある。

ア) (略)

イ) ネイマン配分に準じた配分数を算定する際、しつ皆層、標本層別の回収率等を踏まえながら最終的な回収数として現行の標本サイズ（約5000）が維持できるよう検討することが必要である。

2. これを踏まえ、目標標本数約 5000 について試験調査の提出締切日回収率 40.6%であったことや、督促等による回収率の向上等を見込み、報告者数を必要最小限の約 10000 と設定する。
3. 本報告書で求められている約 5000 を回収するため、調査票から一部調査事項を削除するとともに、報告者が記入する部分が明確に分かるようにレイアウトを設定し、報告者負担の軽減を図った。また、調査票の回収率向上のため、報告者が方法を選択できるよう郵送に加えてオンラインによる提出を可能としたり、民間事業者のノウハウ等を活用して効果的な督促となるよう手法を工夫したりする予定である。

エ 調査事項の変更

- ① 建築工事費調査の調査票に「工事の着工日」及び「工事の完了日」を追加
- ② 補正調査票で把握していた「工事実施額」の内訳である「主体工事実施額」及び「建築設備工事実施額」を削除

(論点)

- a 「工事の着工日」及び「工事の完了日」を把握する必要性は、工期の変動をより正確に把握するために統計委員会から要請されたと承知しているが、そのために把握するということが良いか。また、把握した結果を活用できるようにどのような統計を新たに作成するのか。

(回答)

1. 今般の調査計画の変更において、建築工事費調査の調査事項として新たに「工事の着工日」及び「工事の完了日」を追加しているが、これは「論点」に記載されているとおり平成28年度下半期審議報告書や基本計画等の指摘を踏まえて把握することとしたものである。
2. 具体的には、補正調査を活用して工事の完了予定期日と完了時期のずれを把握し、これを基に工事の進捗パターンの変化を機動的に捉え、建設工事進捗率調査の実施時期の参考とするために追加するものである。
3. 前述（イa9.）に記載の建築工事届の写しからは、工事の予定開始期日と完了予定期日を把握することが可能であるものの「工事の完了日」は把握できないことから、当該事項を追加するとともに、工事の進捗パターンの変化を捉えるためには、同様の工事における工期の変化を把握することが必要と考えられ、工期を正確に把握する観点から「工事の着工日」も追加するものである。
4. 本事項の追加により、工事の完了予定期日と完了時期のずれや同様の工事における工期の変化の把握等が可能となるため、今後はこれらのデータも活用して建設工事進捗率調査の実施時期の参考としていくことにしたい。また、このような活用方法を検討しているため、例えば、建設工事進捗率調査に関連して本調査で把握した工期の変化を公表すること等を検討して参りたい。
5. なお、建築工事費調査の結果として本事項を集計することについてニーズが確認された場合は、ニーズの高い集計事項の把握に努めつつ、公表する内容を検討することとしたい。

平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度下半期審議分）（平成29年3月31日）（抄）

2 建築着工統計

(2) 確認結果

（補正調査における工事の完了予定期日と完了時期とのずれの公表）

補正調査は、実際の建築投資の額を推計することを目的として建築物着工統計調査で把握した工事費予定額と実際に要した工事実施額とのかい離を明らかにするために行っているものであり、完了時期については、調査していないため、完了予定期日と完了時期のずれについては把握していない。

しかし、完了時期は調査票の報告月からおおむね把握することができることから、完了予定期日と完了時期のずれについて一定の情報を得ることができる。当該情報は、建築工事の進捗率の把握、ひいては景気動向を推測する上で有用と考えられることから、これを新たに公表することを早急に検討することが必要である。

（課題解決に向けた今後の取組の方向性）

補正調査における工事の完了予定期日と完了時期のずれについて、新たに公表することを早急に検討する必要がある（平成29年度から検討）。

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日）

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第二 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
イ 生産面を中心に見直した国民経済計算への整備	◎ 建築着工統計の工事費予定額により推計される工事実施額については、補正調査の見直しにより、精度向上を図る。工事の進捗率パターンについては、早期に建設工事進捗率調査を実施し、見直しを図る方向で検討する。これらの見直し結果を、できるだけ早期に出来高ベースの統計（建設総合統計）に反映させること、また、 <u>進捗パターンを機動的に見直すために補正調査を活用することを検討する。</u>	国土交通省、関係府省	平成30年度（2018年度）から順次実施する。

(論点)

b 今回、調査事項から削除する「主体工事实施額」及び「建築設備工事实施額」について、報告者負担が重い理由は何か。また、利活用上の支障は生じないか。

(回答)

1. 「主体工事实施額」及び「建築設備工事实施額」については、報告者が建築基準法の用語の定義に照らして、工事实施額合計値の記入とは別に、該当する金額を計算する必要がある。
しかし、電気やガスといった建築設備は、一般に建築物本体の工事と一体のものとして捉えられており、記入に当たっては、関係資料を別途確認し建築設備のみに用いた工事費用を算出するといった追加的作業が報告者に生じるため、負担が重くなっている。
2. また、国民経済計算（SNA）を作成している内閣府より本事項を活用していない旨の回答を得ていることや、一般の統計の利用者においても本事項の利活用が確認できていないことを踏まえ、報告者負担の軽減等の観点から、建築工事費調査については本事項を削除することとしたい。

オ 集計事項の変更

- ① 構造（木造・非木造）別及び工事費予定額階級別に「工事実施床面積」及び「工事実施額」を集計
- ② 都道府県別の標本設計を取りやめることに伴い、都道府県別集計を廃止

（論点）

- a 見直し後の集計事項はどのような構成になるのか。想定される利活用を踏まえたものとなっているか。

（回答）

建築工事費調査は、工事の完了後の建築物の実態を示す調査事項について新たな標本設計に対応する工事費予定額階級別に集計することへのニーズが高いと想定されることから、復元推計後の構造別（木造・非木造）及び工事費予定額階級別（1億円未満・1億円以上20億円未満・20億円以上）の「工事実施床面積」及び「工事実施額」を公表することとする。

(参考) 建築工事費調査集計表

構造別 金額階層別	工事実施額の合計		木造		非木造	
	計(万円)	対前年比	計(万円)	対前年比	計(万円)	対前年比
合計						
1億円未満						
1億円以上 20億円未満						
20億円以上						

構造別 金額階層別	工事実施床面積の合計		木造		非木造	
	計(平方メートル)	対前年比	計(平方メートル)	対前年比	計(平方メートル)	対前年比
合計						
1億円未満						
1億円以上 20億円未満						
20億円以上						

(論点)

b 県民経済計算の精度向上などに資する観点から、大規模都道府県における特別集計や地域ブロック別集計を実施する余地はあるか。

(回答)

1. 建築工事費調査の都道府県別集計の取りやめについては、統計精度検査報告書において、新たな標本設計により建築着工数の少ない県の結果精度の悪化が予想されるが、精度向上のために標本規模を増加させる状況にないことから、やむを得ないとされている。

「平成 28 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」（平成 30 年 3 月 30 日統計委員会決定）（抄）

2 建築着工統計調査の補正調査に関する標本設計の検査

(2) 評価及び課題解決に向けた取組の方向性

③ 都道府県別集計の取扱い

総務省が提案している補正調査の標本設計の改善は、全国の推定精度を高めるため、各都道府県に配分されていた標本を都市部に配分する結果となり、建築着工数の少ない県の結果精度は悪化することが予想される。

都道府県別集計結果の精度を向上させるためには、標本規模の増加などが考えられるが、現状の行政ニーズ及び実査担当機関の大幅な負担増加を踏まえると、標本規模は現状の 5,000 件を増加させる状況にない。このため、都道府県別集計の取りやめは、やむを得ないものとする。

ただし、都道府県別集計結果の利活用の現状は、現行の標本設計に基づく結果精度の低迷が原因である可能性もあるため、今後の標本設計の見直しに伴い補正調査の全国の推定精度が向上すれば、都道府県等による結果利活用の可能性も生じる。このため、県民経済計算の精度向上などに資する観点から、大規模都道府県における特別集計や地域ブロック別集計を実施する意義はないかなど、今後の結果利活用について引き続き検討する必要がある。

2. また、都道府県が行う県民経済計算の精度向上に資する観点から、国土交通省において大規模都道府県の特別集計や地域ブロック別集計の実施を検討するため、統計精度検査報告書の審議過程において、平成 29 年度に 11 都道府県に対し聞き取りを行った際、都道府県内における補正調査の利活用が確認できなかった。
3. このため、大規模都道府県における特別集計や地域ブロック別集計については今回改訂する集計事項に加えていないが、今後本調査結果を公表していく中でニーズが確認されれば、集計値の精度等を踏まえながら参考値等での公表も検討して参りたい。

カ 公表時期の変更

平成30年度に実施した試験調査を踏まえ、公表の期日を「調査年の翌年9月末」に変更

(論点)

a 平成30年度に実施した試験調査では、調査票の提出締切日から、調査票の督促、回収、審査、調査結果の公表まで、どの程度の期間を要したか。

(回答)

試験調査においては、以下の表のとおり、調査票の提出締切日を平成30年10月5日に設定し、約2ヶ月をかけて締切後の調査票の回収、調査票の督促、審査を実施した。

(参考) 試験調査 実施スケジュール

	9月		10月			11月			12月
	中	下	上	中	下	上	中	下	上
発送									
調査票の回収									
督促			↑ 提出期限：10月5日						
回答内容の審査									
データ入力									
集計									

※ 試験調査の調査計画において、公表は統計委員会等への説明資料として提出する等の方法によることとしており、実際には第14回国民経済計算部会SUTタスクフォース（令和元年7月29日）にて公表した。

(論点)

b 公表の期日を5か月後倒しにすることによって、利活用上の支障は生じないか。

(回答)

1. 国民経済計算（SNA）を作成している内閣府に対し、建築工事費調査の公表期日を調査年の翌年9月末とすることについて確認したところ、利活用上の支障はない旨の回答を得ている。

2. また、建築工事費調査の公表は補正調査を実際に公表した時期とほぼ同時期になると考えられ、統計の利用者には公表時期の変更は生じないことから、利活用上の問題はないと考えている。
例) ある年の12月に完成する建築物を調査対象とする場合
調査票の提出…翌年2月13日
⇒ 督促・審査(約4ヶ月) …翌年6月頃
⇒ 集計(約3ヶ月) …翌年9月頃

(2) 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査について

○ 集計事項の変更

○ 利活用に乏しい集計表を調査計画から削除

(論点)

a 現行の調査計画にある集計事項から、今回、どのように見直されるのか。また、見直しが必要な理由は何か。

(回答)

1. 現行の調査計画における集計事項について、建築物着工統計調査では「着工建築物用途別、建築主別（建築物の数、床面積の合計、工事費予定額）」等 19 項目を、住宅着工統計調査では「着工住宅工事別、利用関係別、構造別（戸数、件数、床面積の合計）」等 26 項目を全国計、都道府県別計等に分けて公表することとされている。
2. これらの集計事項のうち、①平成 31 年 1 月の基幹統計の点検において公表されていないことが明らかになった集計事項（下表の黄色の網掛け部分が該当）及び②個別の物件が特定されるおそれがあるため秘匿処理が必要であるがその対象が多数に上る可能性がある集計事項（下表のオレンジ色の網掛け部分が該当）については、今回より集計事項から削除することとしたい。
3. 具体的には下表のとおり、建築物着工統計調査では 57 項目中 9 項目が、住宅着工統計調査では 77 項目中 6 項目が削除の対象となり、そのうち①には、建築物着工統計調査では 57 項目中 7 項目が、住宅着工統計調査では 77 項目中 4 項目が該当し、②には、それぞれ 2 項目が該当する。
4. ①については、集計し得る可能性がある項目を幅広く盛り込む観点から現行の調査計画に位置づけられたものと推測されるが、これまでの間公表されてきておらず、また、本項目の公表に対するユーザー等からの要望もないことから削除することとしたい。
5. また、②については、集計事項を市区町村別に公表する項目であるが、市区町村別にまで集計を細分化した場合には、個々の建築物が特定されるおそれがあり、統計法第三条第四項の規定を踏まえ、秘匿処理を行う必要が生じてくる。この場合に、秘匿処理を行う必要がある対象が多数に上ることや、ある市区町村においては集計値を公表することが可能な月と秘匿処理が必要な月とが混在し、時系列比較を行うことができなくなるなど利用者の利便に資さない集計事項となることから削除することとしたい。

(参考) 統計法 (平成十九年五月二十三日法律第五十三号)

第三条 1～3 (略)

4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人その他の団体に関する秘密は、保護されなければならない。

表 集計事項の変更

集計事項	現行計画							
	全国計表	都道府県別計表	市部計表	郡部計表	都道府県別市部計表	東京都特別区部及び政令指定市別表	都道府県別郡部計表	市区町村別表
(1) 着工建築物用途別、建築主別 (建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●	●	●		●		
(2) 着工建築物建築主別、構造別 (建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)	●							
(3) 着工建築物用途別、構造別 (建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●	●	●		●		
(4) 着工建築物用途別 (大分類)、地上の階数別、構造別 (新築工事) (建築物の数、床面積の合計、敷地面積)		●	●		●	●		
(5) 着工建築物都道府県別、建築主別 (建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●						
(6) 着工建築物都道府県別、構造別 (建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●			●		●	●
(7) 着工建築物都道府県別、用途別 (大分類) (建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●			●		●	●
(8) 着工建築物構造別、用途別、規模別 (鉄筋コンクリート造) (建築物の数、床面積の合計)	●		●	●		●		
(9) 着工建築物構造別、用途別、規模別 (鉄骨鉄筋コンクリート造) (建築物の数、床面積の合計)	●		●	●		●		
(10) 着工建築物構造別、工事期間別、規模別 (建築物の数、床面積の合計)	●		●	●				
(11) 着工建築物用途別、工事種別 (工事件数、建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●	●	●				
(12) 着工建築物用途別 (大分類)、敷地面積規模別 (新築工事) (工事件数、建築物の数、敷地面積)		●	●		●	●		
(13) 着工建築物用途別 (大分類)、構造別、敷地利用率別 (床面積の合計/敷地面積) (新築工事) (工事件数、床面積の合計、敷地面積)		●	●	●				
(14) 着工建築物構造別、用途別、規模別 (鉄骨造) (建築物の数、床面積の合計)	●		●	●		●		
(15) 着工多用途建築物用途別、構造別 (建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●	●			●		
(16) 着工多用途建築物用途別 (大分類)、地上の階数別、構造別 (新築工事) (建築物の数、床面積の合計、敷地面積)		●			●	●		
(17) 着工建築物用途別、会社資本規模別 (建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)	●							
(18) 着工建築物都市計画別、用途別、建築主別 (建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)		●				●		
(19) 着工建築物用途別、地下の階数別 (地下を有する新築工事) (建築物の数、床面積の合計、工事費予定額、敷地面積)		●						

:調査計画において集計事項とされているものの、公表していない項目
 :現在公表しているもの、秘匿性の観点から公表を取りやめる項目

集計事項	現行計画								
	全国計表	都道府県別計表	市部計表	都部計表	都道府県別市部計表	東京都特別区部及び政令指定市別表	都道府県別都部計表	市区町村別表	都市別表
(1) 着工住宅工事別、利用関係別、構造別（戸数、件数、床面積の合計）	●								
(2) 着工新設住宅資金別、利用関係別、建築主別（戸数、床面積の合計）		●	●						
(3) 着工新設住宅利用関係別、構造別、住宅の種類別（戸数、床面積の合計）	●								
(4) 着工住宅工事別、利用関係別、住宅の種類別、建て方別（戸数、件数、床面積の合計）		●	●	●					
(5) 着工住宅工事別、工事種別、利用関係別（戸数、件数、床面積の合計）		●			●		●		
(6) 着工住宅都道府県別、工事別、利用関係別（戸数、件数、床面積の合計）		●			●		●		●
(7) 着工住宅都道府県別、工事別、住宅の種類別、建て方別（戸数、件数、床面積の合計）		●			●		●		●
(8) 着工新設住宅利用関係別、資金別（戸数、床面積の合計）		●	●	●				●	
(9) 着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別（戸数、床面積の合計）		●			●			●	
(10) 着工新設住宅都道府県別、利用関係別、規模別、住宅の種類別、建て方別（戸数）		●			●		●		●
(11) 着工新設住宅規模別、資金別、利用関係別、構造別（戸数、床面積の合計）		●							●
(12) 着工新設住宅利用関係別、建築を伴う除却住宅の利用関係別（建築により除却住宅を伴う新設住宅着工戸数、建築を伴う除却住宅戸数）		●							
(13) プレハブ着工住宅種類別、工事別、建て方別（戸数、件数、床面積の合計）		●	●	●					
(14) プレハブ着工新設住宅利用関係別、資金別（戸数、床面積の合計）		●	●	●		●			
(15) プレハブ着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別（戸数、床面積の合計）		●	●	●					●
(16) 着工新設住宅利用関係別、建築主別、建て方別（住宅の工事費）（戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額）		●	●						
(17) 着工新設住宅利用関係別、資金別、建て方別（住宅の工事費）（戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額）		●	●	●					●
(18) 着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別（住宅の工事費）（戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額）		●			●				
(19) プレハブ着工新設住宅利用関係別、資金別（住宅の工事費）（戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額）		●	●	●		●			
(20) プレハブ着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別（住宅の工事費）（戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額）		●	●	●					
(21) 着工新設住宅都市計画別、利用関係別、建築主別、建て方別（戸数、床面積の合計、敷地の面積）		●							
(22) ツーバイフォー着工住宅種類別、工事別、建て方別（戸数、件数、床面積の合計）		●	●	●					
(23) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、資金別（戸数、床面積の合計）		●	●	●		●			
(24) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別（戸数、床面積の合計）		●	●	●					●
(25) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、資金別（住宅の工事費）（戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額）		●	●	●		●			
(26) ツーバイフォー着工新設住宅利用関係別、構造別、建て方別（住宅の工事費）（戸数、床面積の合計、工事費予定額、1戸あたり工事費予定額、1㎡あたり工事費予定額）		●	●	●					

■ :調査計画において集計事項とされているものの、公表していない項目

□ :現在公表しているもの、秘匿性の観点から公表を取りやめる項目

(論点)

b 今回削除を計画している集計表について、どの程度、秘匿措置が必要となっているのか。また、これまで e-Stat において、どの程度閲覧されていたのか。他の集計表と比較して利活用が多いといったことはないか。

(回答)

1. 前述(カa3.)のとおり、秘匿処理を行う必要がある対象が多数に上るため削除を検討している集計事項は、建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査においてそれぞれ2項目である。
2. 現在の集計においては、着工戸数が1または2の場合にその工事費予定額を「*(アスタリスク)」として秘匿処理を行っているが、建築物着工統計調査の「(6) 着工建築物市区町村別、構造別(建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)」を例に挙げると、平成30年度計では2228の市区町村のうち、612(約28%)で秘匿処理している。
3. この秘匿処理に当たっては、秘匿処理を行った1つの事項だけではなく市区町村ごとの総計についても処理を行う必要が生じるほか、秘匿処理の漏れがないか等を確認する作業が生じることから、作業に一定程度時間を要している。
4. また、集計事項を市区町村別にまで細分化した場合には、秘匿処理を行う必要がある対象が多数に上ることや、集計値を公表することが可能な年度と秘匿処理が必要な年度とが混在*し、時系列比較を行うことができなくなるなど、作業に時間がかかる一方で利用者の利便に資さないものとなることから当該集計事項は削除することとしたい。
※) 着工戸数が5戸以下とした場合には、1561(約70%)の市区町村が該当する。このように着工戸数が僅少である市区町村では、年度によっては2戸以下となり秘匿処理の必要が生じる可能性があり、時系列比較を行うことが困難になることが想定される。
5. 加えて、今回削除を計画している集計事項について、e-Statにおける閲覧数は以下のとおり2018年は約4000から5300(月平均で330から440)程度である。
6. これらの項目の閲覧数は、月次または年次・年度次等の集計対象期間の違いや、集計項目の違いがあるために単純に比較することはできないが、例えば都道府県別表の例として表6-1と市区町村別表の例として表6-2の月次と年次・年度次を加えたものを比較すると、後者は9020で前者の3分の2以下となるなど、その他の項目と比して閲覧数は低く、利活用は高くないことが想定される。

(参考) 建築物着工統計 集計表別 e-stat 閲覧数

表名	閲覧数		全国計	都道府 県別	市区町 村別
	2018年 (1~12月)	2019年 (1~9月)			
【表1 (月次・年次・年度次)】 用途別、建築主別／建築物の数、床面積、工事 費予定額	25,192	21,066	○	○	
【表3 (月次・年次・年度次)】 用途別、構造別／建築物の数、床面積、工事費 予定額	23,062	17,890	○	○	
【表5 (月次・年次・年度次)】 都道府県別、建築主別／建築物の数、床面積、 工事費予定額	10,525	7,957	○	○	
【表6-1 (月次・年次・年度次)】 都道府県別、構造別／建築物の数、床面積、工 事費予定額	15,527	14,945	○	○	
【表6-2 (月次)】 市区町村別、構造別／床面積	4,052	3,527			○
【表6-2 (年次・年度次)】 市区町村別、構造別／建築物の数、床面積、工 事費予定額	4,968	3,880			○
【表7-1 (月次・年次・年度次)】 都道府県別、用途別 (大分類) / 建築物の数、 床面積、工事費予定額	13,577	11,944	○	○	
【表7-2 (月次)】 市区町村別、用途別 (大分類) / 床面積	4,616	3,693			○
【表7-2 (年次・年度次)】 市区町村別、用途別 (大分類) / 建築物の数、 床面積、工事費予定額	5,317	4,742			○

※1 黄色でマーカーした項目が、秘匿処理の関係上集計事項から削除したい項目

※2 表6-2は、集計事項「(6) 着工建築物都道府県別、構造別 (建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)」に対応するものであり、表7-2は、集計事項「(7) 着工建築物都道府県別、用途別 (大分類) (建築物の数、床面積の合計、工事費予定額)」に対応するもの